

## 第6回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 令和4年8月5日(金) 午後2時00分～
2. 会 場 黒潮町役場本庁 3階 中会議室
3. 出席委員 **【農業委員】**(10人)  
3番 江口千寿、4番 山下理恵、5番 濱口佳史、6番 金子俊博、  
7番 橋田美和、9番 松本昌子、10番 垣谷征志、11番 酒井幸男、  
13番 ハジィフ泉、14番 吉尾好市  
**【推進委員】**(5人)  
1番 大石正幸、2番 弘瀬正彦、5番 小橋誠一、6番 尾崎澄夫、  
7番 西村節男
4. 欠席委員 **【農業委員】**(4人)  
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、8番 伊芸精一、12番 福留康弘、  
**【推進委員】**(2人)  
3番 若藤陽介、4番 宮川建作

(事務局：事務局長 渡辺健心、書記 藤本英)

### 5. 議事日程

- (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
- (2) 各議案の審議  
議案第1号 農地法第3条許可申請(農業委員会会長許可)について(6件)  
議案第2号 非農地証明願について(1件)  
議案第3号 農業経営基盤強化推進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について  
議案第4号 認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議について
- (3) その他の討議・報告事項について

○その他

議長

時間も過ぎたようでございますが、これより8月の定例会を始めたいと思います。

大変暑い、厳しい暑さが続いてまして、また稲刈り等でみな忙しい時、熱中症、またコロナのba2の新たなba2の75という変異株がまた出たようでございますが、ba5かなり感染者が多い状況が続いております。みなさん身体には十分気をつけて、自分で自分を守るという考えで、健康には十分気を付けていただきたいと思います。

それでは早速始めたいと思いますが、今日、欠席、稲刈り等で欠席が6名ほどおりました、〇〇君、〇〇君と〇〇さん、〇〇さんは奥さんが病院へ行くということで、付き添うということで欠席。それから、〇〇君と〇〇君、6名が欠席となっておりますが、会の方は成立しております。それで〇〇さんも署名人ですが、今日は〇〇さんと〇〇君にお願いしたいと思います。

それでは早速議案に入りたいと思います。

よろしく申し上げます。

それでは議案第1号、農地法第3条許可申請につきまして6件出ておりますが、1番の方より事務局の方から説明をお願いします。

事務局

1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請6件です。

まず番号、〇〇さん。譲受人、〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町馬荷字イモギレ、田、243㎡。同じく字イモギレ、田、416㎡、同じく字イモギレ、田、180㎡、同じく字イモギレ、田、768㎡、同じく字イモギレ、田、651㎡、同じく字イモギレ、田、532㎡。字坂ノ下タ、田、88㎡、字坂ノ下タ、田、320㎡、字坂ノ下タ、田、422㎡、字坂ノ下タ、田、139㎡。字坂本山、畑、254㎡、字坂本山、畑、173㎡となっております。

これの1番から5番までが一体化した場所での3条申請になってます。ごめんなさい、ちょっとご連絡遅くなったのですが、同封していたものでA3の図面があると思うのですが、そちらを確認いただけますか。

これで、色分けをしています。まず今の1番の方が赤で枠を囲ったところ です。

次に2番の方が左側、緑色で枠を囲っている方です。

3番目の方がさらにその左、黄色で線で囲っているところ です。

4番の方がその隣、青で枠を囲っています。

5番の方がその下、水色で囲っている場所になります。ですので一体として今回承認を得たいと思いますので、5番までまとめて進めさせていただきます。

まず番号2番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町馬荷字熊ガ谷、田、288㎡、同じく黒潮町馬荷字熊ガ谷、田、479㎡。字八弁蒔、田、344㎡、同じく字八弁蒔、田、1,068㎡です。

続きまして番号3、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町馬荷字ハイ原、田、255㎡、同じく字ハイ原、田333㎡、字八弁蒔、田、420㎡。

番号4番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さん。申請地としまして、黒潮町馬荷東ヤソウ、田、1,315 m<sup>2</sup>、同じく字東ヤソウ、田、433 m<sup>2</sup>、同じく字東ヤソウ、田、119 m<sup>2</sup>です。

番号5番、譲渡人、〇〇〇〇さん。譲受人、〇〇〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町馬荷字ヤソウ、畑、198 m<sup>2</sup>となっております。

3ページからお願いします。

場所としましては、馬荷の就活センターかきせから蕨岡の方に向かっていく道になります。この道が一体として、道沿いの田んぼと畑がですね3条申請としてあがっています。

4ページがゼンリンの地図となっております。

5ページから12ページが公図となっております。

13ページから19ページまでが現況写真となっております。

ちょっと3条調査書が必要なんですけども、添付し忘れていました。ちょっとすぐ準備してもらいます、ごめんなさい。

事務局 お待たせしました。

ごめんなさい、3条調査証お手元に配らせていただきました。申し訳ありません。確認抜かっておりました。全部いきたいのですが、譲受人2人やけん、2人をまとめて1枚でかまんですかね。すいません、3条調査証読み上げさせていただきますが、譲受人さんが今回2名なので、このお二人分について、〇〇さんの方については2から5をまとめたという形で、一番最後のものを読み上げさせていただきます。

まず1枚目にあります、譲受人、〇〇さん、〇〇さんの分です。こちら第2項第1号の全部効率利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。農作業従事者として、ご本人とお父さんとなっております。

所有機械としまして、軽トラが1台、トラクターが1台となっております。

第2号農業生産法人以外の法人に関しましては適用はありません。

第3号信託についても適応がありません。

第4号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事するものと見込まれます。年間150日の従事日数となっております。

第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えております。今回の取得分を含めて2万3,142 m<sup>2</sup>となっております。

第6号転貸禁止につきましても該当ありません。

第7号地域調和につきましては、所有権移転後は水稻の耕作、もしくは野菜、果樹の栽培を予定しており、周辺農地への影響はないものと考えられます。

すみませんちょっと飛びまして、17番、左上でいきますと、受付番号17番のところをお願いします。こちら譲受人〇〇さん、ここで譲渡人が〇〇さんとなっております。全部効率

利用の面につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人と子どもさん、息子さんとなっております。所有機械として、軽トラが1台、トラクターが1台となっております。

第2号につきましても適応はありません。

第3号信託につきましても適応はありません。

第4号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間150日の従事日数となっております。

第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えております。今回の取得分を含めて2万8,349㎡となっております。

第6号転貸禁止につきましても該当がありません。

第7号地域調和につきましては、所有権移転後は水稲もしくは野菜、果樹の栽培を予定しており、周辺農地への影響はないものと考えられます。

調査書につきましては以上となります。一回貸したもので承認をいただきたいんですけども、この中で、番号2番〇〇さんの申請地に関しまして、前回同様ですね、抵当権が設定されておりました。こちらを確認したところ抵当権自体は効いているということでして、今抹消の手続きをしているそうなので、所有権移転までにはその抹消の手続きを終えるということなので、今回の申請に関しては特に影響がないものと考えております。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありました但担当委員さんの方で補足説明あればお願いします。

〇〇委員 2日の日に現場へ見に行きました。〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんこの方々に現場に来てもらうて、話を聞いたんですけど今この調査証聞いたら、これ、所有権移転後に米もしくは野菜、果樹となってるけど、米植えられるところはこの全体の地図で先ほども言いましたけれど、イモギレ〇〇、わかるかね。それから下、米植えるところは。このイモギレの〇〇その上もなんとか重機も持って行くけんできると思うけど。そしてあとはこの黄色ででるところ、いちいち名前言わんけど、ここはショウヨク植えたりなんだり、おそらく田にも畑にもならんと思う。どうするかは知らんけど。これについてはちょっと異議が私にもあります。現場で聞いたら、何をやる言ったいうたら、みんな知らんのよ。荒れちようところやし、いらんところやからゆうて紙みてすぐ売つとる。それで手続きもろうちよる状態。それで一人、〇〇さんやったかな、土砂入れると。そういうこと言った。残土処理に使う言ったゆうて。他の人はぜんぜん知らんが。じゃけんここで見たら、野菜、果樹を植えるゆうてまあ、重機もつちよるきね、どうするかは知らんけど。それで、馬荷地区の人が2日の日に〇〇さんとは別に〇〇さんと別れて帰ってくる時に言うた言葉は、チップではないか、木粉碎しよる、それを置くんじゃないかゆうて。それを置かれたら汁が出て、もう集落わや

になるわにやゆうことは言よった。それはやめてもらわんと困るゆうて。わしらに言われても何しゆうがか全然わからんがやけん、本人とも会えんし。用心しちよったよゆうことだけは言うた。他のことは言えんけんね。何も。じゃけん、何に、売るとは売る、じゃけん空いちょうとこやけんこの黄なところから全部上は。ほいで一番上はヤソウか、の下か。地震計があるところ。ここらあたりは土を入れかえたらできらね。それから下はおそらく、黄色のところはなんにもできんと思う。

事務局 譲受人確認したら水稻を予定しちよって、そこができんかったら果樹らを植えろうかというこやったがですけんど。

議長 いつやろ、農地パトロール行った時には、かなりそこらあたりは米作りよったがね。もうだいぶ前になるけんど、あそこら辺りはまだ作れよったこた作れよったがやけんど。あれから荒らしちよったら知らんけんど。

〇〇委員 私も数年前イモギレのところはだいたい作りよったがよ全部。全部作りよって、ほんでイモギレの山側よね、道路があつてイモギレがあつて山側、そこの水が相当えらいです。水。溝がずっとあるけんど、すっごい水がえらいけん、こないだの、去年の9月の豪雨ではその集落センターかきせのところやろ、かきせの前のところは床上浸水まできました。そういうことで、八升蒔、そこを売った人が、もろうちよるらしいがやけんどね。アンテナのところは今千葉の大学は管理しよう、そこに貸しちよるらしい。ほんで、〇〇さんが来た時に、埋めるがと。結局は埋めるけんど、埋めるがはあと10年くらい向こうの話になるけん、その埋める時には千葉の大学との地震計はお宅と離してくださいゆうことは言うちよるらしいです。矢野さんは。買う人にね。そんなことらも今は現状としてあります。

ほいでえっころちゃんとしたところへ溝をきちんとしちよかにや、今災害があつて盛土が流れてきて、じき行ったゆうたろ。えっころこれ坂道です。蕨岡に越える道の途中やけん、流れ妥したら出したらすごい早いと思います。去年も床上浸水まで来たような状況のところやけんね。農場委員会がそこまでタッチするかせんかゆうがはあれやけんど、わからんけんど、この溝、そういうがはきちんとしちよかにや困ると思います。後々。

〇〇委員 年間150日の作従事とかゆうがやけど、作業実態あるろか。ありえんと思う。人を雇うて農業しよる、雇うた人にやってもらうゆうのはわかるけんど、本人が、こればあするゆうことはないと思う。一番忙しい朝から休みも本業操りゆうのに、農作業に150日これは、1分1日農作業してそれが1日に教えてくれるんならそれはあるけれど。

議長 一日中農作業ゆうことはないろうとは思うがやけんど。

事務局　　ここの150日ゆうがは申請書の中での自己申告ながですけど、1日の数え方ゆうがはちょっと聞いてみたらですね。ちょっと曖昧な基準みたいで。例えば、例えば10分でも30分でもしたらそれを1日と数えるゆうことらもありえと。農業会議の方がおっしゃってりました。

〇〇委員　　さっきから言われるようにこれを埋め立てたいがやね。多分ね、これ埋め立てるまでに野菜とか果樹とか書いちょうけど、作るろうか。

議長　　前からちよくちよく申請はあるね。

〇〇委員　　ほんで温泉のところもね、あの土も相当流れていくと思うけど、雨降ったら。どんどんね。

〇〇委員　　この真ん中の黄色はほんと何にもできんところと思うぜこれ。

事務局　　ほんとに現況写真のある通り木が生い茂っちゃうところですね。

〇〇委員　　これが果樹植える、木植える、米植えるゆうのも難しいよね。みんなも現場見てもろうたら思うと思うけど、そんなところやないけん。

議長　　最初からこの非農地として本人、地権者、出してきちゃったら問題ないがやろうけど。3条申請やけん農地として買うとゆうことなので申請ということになると。

〇〇委員　　この写真から見たら15ページから16ページ。農地でも非農地。

議長　　農地としてはなかなか作りにくいゆうようなあれもあらね。ほとんど山じゃもね。ここら辺りほとんど山で農地としてはなかなか。唯一この電柱が立っちょるところの17ページ、ここら辺りがなんとか、草でも刈りやゆうようなあれやけど。ここは地震のあれやりゆうところながやろここは。なかなかこの3条許可申請も現況見る限りではなかなか農地としては作れなね。

事務局　　難しいですね。

〇〇委員　　先ほど私が同級生のって言ったがやけんね、この八升蒔の黄色の山側の方に熊ガ谷いうところがあるろ。枠で囲ってないけど。段々の田んぼがあって、その同級生がそこも一緒に買ったらしいがやけん、それは後で非農地ののが出てくるかもしれんけど。一緒に買う

てくれるみたいながやけど。その八升蒔のとも、農業委員会で3条許可じゃなしに非農地としてどうですかゆうがやったら、そこも一緒に非農地としてでてくらね。

議長 非農地やったらね、わかるけど、3条ということになると、3年間は農作物作りなさいやけんね。ほんじゃけんこのままではなかなか作れなね。

〇〇委員 〇〇さんに変更のお願いしたらどうでしょうかね。

議長 このままでは3条許可申請は出せませんと。

その作れようところだけはひよっとしたら作るかもわからんけど、この現況見る限りではなかなかこの3条では難しいと。ゆうようなことを言わにや。非農地やったらわかるけど。今のこの写真見る限りでは。

〇〇委員 この〇〇さんの分は、米作る何作るゆうても通用すらね。イモギレ。下は文旦植えちよるけど、上は現在でも植えちよるけん。いけるけど、その後はこの13ページ見てもろうたら赤線の奥はえっころスギの木も太っちゃうけんね。

議長 そうじゃね、山じゃもね。道の上側になるね。

〇〇委員 農地という名義だけで、農地ではないけんね、これ。これから上はこの黄な線になってくるがやけんよ。

〇〇委員 これの返事そのものが1カ月くらい待てるものなら、9月9日にパトロールありますよね、全体パトロール。その時に全体で見に行って、現状を見て、許可3条申請、これは非農地やねみたいな判断するわけにはいきませんか。

議長 とりあえず返事はせないかんろうね。

〇〇委員 今本題は事務局から、こういう今の委員会から今のこういう意見が出ちゅうと。〇〇さんの方は3条でも公認はできるけんど他のところはちょっとできんと、そんな指導したらどうぜ。

議長 今の段階で両方とも3条許可申請ゆうがはちょっと難しいがやないろうか。先、〇〇さんが言よったように、息子さんの分については3条でも作りようけん、その3条でもかまんと。そういうことにするか。そういうことで承認をしかまんろうか。

それでは、3条許可申請の1番の分、これ、〇〇の分だそうですが、この分については3

条で承認するということの承認をもらいたいと思いますが。

この件につきまして承認をされる方、挙手願います。

(挙手多数)

はい、挙手多数です。1 番につきましては承認をされました。

続きまして、2 番、3 番、4 番、5 番につきましては承認を受けたいと思いますが。この件につきまして承認をされます方挙手願います。

(挙手なし)

挙手なしということで、承認はされません。ということで、不承認ということになります。3 条については承認ができないということになりました。もし、出すようであれば、非農地証明として、その地権者でないと非農地は出せんけん、非農地証明として出してもろうて、それが認められれば。そういうことに言うちよったらかまんと思うけん。そう言うちよってください。

〇〇委員 この黄色なところは3 条でいけるけど、あとのこの上はこら微妙なとこやけんよ。その地震計のあるとこ。あれ、畑にしよう思うたらできるけんよ。

議長 もうじゃけんそこももう非農地、非農地よ今。非農地の証明もろうちよいて、非農地が出たら農地から離れるけん。あとはどうしようともうかまんけん、その非農地証明は地権者でないと出せんけん。地権者の方に非農地証明を出してもうろうてくださいと。その非農地でないと認めれんと。いうことになったら出てくると思う。そういう返事でいいですかね。

それでは3 条許可申請の6 番。事務局の方より説明をお願いします。

事務局 また1 ページをお願いします。第3 条申請の6 番です。譲渡人〇〇〇〇さん。譲受人〇〇〇〇さんです。申請地としまして、黒潮町入野字霜月田、田、132 m<sup>2</sup>。同じく字霜月田、田、419 m<sup>2</sup>です。

20 ページからをお願いします。まず航空写真ですけども、下田の口のですね、田の口分岐から〇〇さんのご自宅が南側にあるんですけども、そのすぐ隣、宅地にほぼ近接した田んぼになります。前回、〇〇さんから出ていたところの隣になります。

続きまして21 ページがゼンリンの地図です。この場所のすぐ左隣が前回3 条申請が出ていた場所です。

続きまして22 ページが拡大の航空写真です。

23 ページが公図となっております。

24 ページが現況写真となっております。

それから最後にお配りしました、第3 条調査書の一番最後のページを読み上げさせていただきます。



譲受人〇〇さん、譲渡人〇〇さんです。まず第2項第1号の全部効率利用につきまして、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業に従事する状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。作業従事者として、ご本人とお父さんとなっております。所有機械として、軽トラ1台、トラクターが1台、管理機が1台となっております。

第2号につきましては適用はありません。

第3号につきましても適用がありません。

第4号農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について作業に従事するものと見込まれます。年間200日の従事日数となっております。

第5号下限面積につきましては、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は黒潮町の下限面積30aを超えております。今回の取得分を含めて2万8,394㎡となっております。

第6号につきましては該当ありません。

第7号地域調和に関しましては、所有権移転後は水稻の耕作を予定しており、また自宅に近接する農地であり、地元の農家と協議しながら営農するとのことであり影響はないものと考えられます。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありましたが、担当委員さんの方で捕捉説明あればお願いします。

〇〇委員 23ページご覧ください。前回言ってた513の方が前回出たと思うんですけども、今回、521と515含めた1筆と思ってたそうです。当初は、〇〇さんと固定資産税のことで二人で打合せしたときに、実は別の筆だということに気がついて慌てて追加で申請してきたそうです。調査書の方では水稻とありますが、将来的には埋め立てをして、農業施設をできればとちょっとおっしゃってました。行政書士の先生も入ってますので、手続き上は問題ないとは思いますが審議の方よろしくをお願いします。

議長 今、〇〇さんの方から将来的には農業に関係した小屋かなんか、そういうことやろ。

〇〇委員 埋め立てをしてハウスみたいななんか、キュウリやられてるので。ハウスか、園芸施設ということでおっしゃってました。

議長 施設園芸みたいな。施設園芸やったら問題ないわね。

〇〇委員 もともとビニールハウスも後ろにございますし。問題ないとは思いますが。

議長 今、〇〇さんの方からも説明がありました。将来的にはハウス等を建てるというようなことですが、この件につきまして質疑質問ある方、挙手願います。

最初は1筆じゃ思うちよったわけ。

〇〇委員 そうみたいです。調べていくうちに、固定資産税とか合わせて見たときに、なんか面積が違うぞということになって。資料持っていってお話したわけではなかったの、もともと1筆じゃのに、あれはどうも3筆じゃろということで今回申請した。

議長 たぶんもともとは別れちよった部分を1筆に勘違いしちよった。登記上は3筆になっちゃたがやろうね。

何かこの件につきまして質疑ありませんかね。質問。ないですかね。

現在も作りようしハウスも。問題ないと思いますけど、何か、なければ承認を受けたいと思います。

3条許可申請、6番ですかね、6番につきまして承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。3条許可申請の6番につきましては承認をされました。

続きまして議案第2号、非農地証明願につきまして1件出ております。事務局の方より説明をお願いします。

事務局 2ページをお願いします。

議案第2号、非農地証明願1件出ております。番号1番、願出人、〇〇〇〇さん。願出地としまして、黒潮町鈴字本モ谷、田、163㎡。同じく字本モ谷、田、223㎡。同じく字本モ谷、田、91㎡。同じく字本モ谷、田、1,210㎡となっております。願出理由としまして、少なくとも10年以上前から耕作をやめており、現在は雑草が繁茂する状況となっているということです。

25ページからをお願いします。

航空写真なんですけども、場所は成又というところになりまして、熊野浦とか北の方でしたら黒ノ川の方から入っていく場所となります。住所表記上は鈴になってるんですけども、行政区としては黒ノ川になるということです。

26ページがゼンリンの地図になっております。こちらですね、航空写真ではないんですけども、今、道路、きれいな道路がついてまして、すごく交通はしやすい場所となっております。

27ページが拡大の航空写真となっております。全部で4筆となっております。

続きまして28ページが公図となっております。

続きまして29ページが現況写真となっております。

現況ご覧の通り雑草が繁茂して下も碎石が敷き詰められております。

事務局からは以上です。

議長 事務局より説明がありましたが、担当委員さん、〇〇さんやったかね、これ。〇〇さん、お願いします。

〇〇委員 まず25ページを見てください。25ページの左の上。こっちが小黒ノ川の国道の方へ出る町道なんです、そのまま小黒ノ川から入ってきて左に行くと中ノ川の集落。右へきたら成又。これ本人もびっくりしたんですが、鈴になちゅうと。けんど小黒ノ川の道やけんど。土砂をおいたのは町が町道の工事をするために、土砂を置くくがないけん置かしてくれと。本人は町がその管理をしてくれるがやったら置いてもええゆうて置いたそうですけれども、町道が完成して鈴へ行く人や熊野浦へ行く人がきれいになっちょうね言うがですけども、その後の管理の、最後の29ページの写真はだいぶ前の写真で、今はこんな状態やない。スギの木も何本か生えて非常に、今農地に戻しても本人はよう作らんと。ほんで非農地証明してもらいたいゆう話は出てました。証言するようなことやないけんど、田んぼとして圃場整備しちよったがやろうと思うけんど。そういうところやったけん本人は作れるあれやったら作ると思うけんど、町の方の要請があつてあれした、あれしての現在こういうことになっちゅうゆうことは話よったがですけど。本人ももう元へ戻して、隆起して戻してもろうてももうよう作らん。そういうことは言よった。

議長 なかなかこの碎石敷いたりなんだりしよつたら元へもどらなね。

今〇〇さんの方からもなかなか元へは戻しにくいと。農地としてはなかなか作れんとゆうことでございますが、この件につきまして、何か、質疑質問のある方おりませんか。ないですかね。

ないようでしたら、この非農地証明願の承認を受けたいと思います。

非農地証明願につきまして、承認をされます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。非農地証明願につきましては承認をされました。

すいません、本日当日資料で追加議案が出てきたそうですんで、許可しまして、第5号議案ゆうて書いた当日資料の方先にやりたいと思います。

形状変更願につきまして、1件出ております。

事務局の方より説明をお願いします。

事務局 議案第5号の追加議案と書かれたものをお願いします。

形状変更届が1件出てきております。届出人、〇〇〇〇さんです、届け出地としまして、黒潮町入野字汐カラタ、田、736㎡です。届け出理由としまして、嵩上げをし、畑として利用したいとのことです。

1 ページからお願いします。まず航空写真ですけども、いつものように10年前のもので古くて新しいところは黄色い線でイメージを書かせてもらってます。ほぼ国道沿いの場所にあるんですけども、国道が通ることによって、写真に載っている面積よりか少しとられてほしいこのくらいの面積になっているという状況です。赤で囲んでるんですけど、ほしいこのくらいの面積になっているという状況です。

2 ページが同じくゼンリンの地図です。

続きまして3 ページが拡大の航空写真となっております。先ほど申し上げました、国道が通ってですね、農道が左へ若干ずれてきて、現況写真の中にある農地の中にくいこんでいるという状況です。

続きまして、4 ページが公図となっております。

続きまして5 ページが形状変更の平面図と断面図となっております。

高さは50センチほど埋め立てをしたいということのようです。

最後に6 ページが現況写真となっております。

事務局からは以上です。

議長 今事務局から説明が終わりましたが、担当委員さんの方で補足説明あれば。

〇〇委員 〇〇委員と現場見に行きました。かなり高いですが既に半分以上木が生えていて、周辺の関係者の許可はとっているという話なんで問題はないか思います。

議長 担当委員さんの方で問題ないということに。これ田んぼということで、なかなか水がない。田んぼとしては作れてないね。だそうですが、何かこの件につきまして、質疑質問はありませんかね。盛土して畑として利用するというございですが、いいですかね。

それでは議案第5号、形状変更願につきまして承認を受けたいと思います。

この件に関して承認を受けます方挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。形状変更願につきまして承認をされました。

当日資料、議案6号と書いておりますが、この件につきまして、形状変更願につきまして、事務局の方より説明をお願いします。

事務局 先月ですね、形状変更が出ていたもので、抵当権が設定されていたという場所です。ちょっと他の市町村でもそういった形状変更する場合に抵当権が出ていたらどういった対応してるかというのを確認したんですけど、他の市町村の判断では、確認は形状変更だったらしていないというふうなことで。田んぼから畑になるということで、若干土地の価値というのは変わる可能性はあるんですけど、そこは各市町村の判断で確認してないということでした。尚、そういった中、場所について抵当権のことを聞き取りしてましたら、すでに

昔のものなので消えていると。それで抹消の手続きを今している途中であるということだったので、今回形状変更については問題がないというふうに判断できるかと思えますので、また承認の方をお願いします。

議長 今、前回でちよった抵当権があったとこの場所やそうですが、この件につきまして、担当委員さんの方は。

〇〇委員 私、これ今日出ると思わざったんでなんちゃ話してない、聞いてない。すいません。

議長 前回出ちよって、抵当権があるという問題ありやせんかということで棚上げしちよった分ですんで。何かこの件について質疑ありませんかね。

〇〇委員 ここは前にハウス建てちよったとこか。断面が残っちょうみたいだね。これ写真が22年じゃけんだいぶ昔の写真やけんど。

議長 どこへ載っちょう。

〇〇委員 写真は載ってない。今現在古びたね、残っちょうように思うがやけんど。

事務局 写真に見えるやや左に見えちょうががハウスやないでしょうかね。

〇〇委員 すいません、今から言うたちいかんがやけんど、形状変更届やいか。私が行ったところの人は農業も全然しそくないような、高齢の方で1人は老人ホームに入り旦那さんは、奥さんはおばあちゃんがやりよったようなところで。私すごい変ながやけど、形状変更出すよりか非農地に出した方が、畑作る目的が。

議長 畑として利用したいということで前回出ちよったがよ。

〇〇委員 出ちよったけどそういう状況としては同じではないと思うのですが。農業やめてしもうて。

議長 後にもおらんが。息子さんとか、ないが。

〇〇委員 〇〇さんゆうて全部機械も売ってしもうて、〇〇さんもお爺さんは老人ホーム、お婆ちゃんがちょっと野菜作りよる感じで。

議長 高齢やき作れんとか我々は言えんけど、本人が形状変更したいとゆうことで願いがで  
ちようがと思うけど。

事務局 前回これ〇〇さんが話しよったと思うがですが、ゆくゆくは売買をしたいということで、  
〇〇さんに売りたいということで。

〇〇委員 〇〇さんに買うてもらうときはみんなも非農地にしたらえいにね。話がしやすいと私は  
思います。

議長 この写真見る限りでは農地としてゆうか、この写真ではきれいながね。非農地としては認  
めがたいとゆうようなところよね。本人が形状変更したいという願いですので、抵当権も問  
題ないということでございました。何か他に質疑ありませんかね。ないようでしたら商人を  
受けたいと思います。この形状変更願いの2番ですか、につきまして承認される方挙手を願  
います。

(挙手全員)

挙手全員です。形状変更願の2番につきまして2件ですね、承認をされました。

それでは、議案第3号、農業経営強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集  
積計画の決定について、利用権でございますが事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは議案第3号の資料をお願いします。

利用権の設定について読み上げご説明させていただきます。1ページをお願いします。ま  
ず整理ナンバー、4-25、大方4-25、貸付人〇〇〇〇さん。借受人、高知県農業公社となっ  
ております。期間としまして令和4年8月8日から令和14年8月7日の10年間となっ  
ております。場所については、加持の三島となっております、作物としては水稲となっ  
ております。こちらがですね公社と利用権設定後に〇〇との設定となるようです。

続きまして4-26、大方4-26、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人同じく農業公社です。期間  
はこれも同様に10年間となっております、場所が入野の字新明となっております。こ  
ちらが作目が季節野菜キュウリとなっております。こちらが公社との設定後に〇〇さんとの利  
用権設定となるようです。

続きまして2ページです。4-27、大方4-27、貸付人入野2991、〇〇さん。借受人同じく  
高知県農業公社です。期間も同様に10年間となっております。場所が入野字新明です。作  
目がこちらもキュウリとなっております。こちらが公社との利用権設定後に〇〇さんと利  
用権を設定します。

続きまして4-28、大方4-28、貸付人、〇〇〇〇さん。借受人同じく高知県農業公社です。  
期間も同じく10年間となっております。場所が入野の字山手です。作目についても同じく  
キュウリとなっております。こちらは公社との利用権設定後、〇〇さんと設定をするとのこ

とです。

次のページをお願いします。

ここからが相対の部になるんですけども。整理ナンバー4-29、大方4-29、貸付人〇〇〇〇さん。借受人〇〇〇〇さんです。設定期間としまして、こちらも10年間となっております。作目としてはミョウガとレモンとなっております、これは、これまで同様引き続きの再設定となるものです。4-26から4-28までは町の農業公社と利用権の設定をしていたものを、町の農業公社がのいて、かわりに県の農業公社が間に入ると、そういうことになるようです。

議長 今事務局の方より説明がありました。この利用権の設定につきまして、何か。

〇〇委員 26と27の貸付人よね、〇〇。

事務局 これ申込書も住所が一緒なんです。

議長 〇〇は一緒よね、入野でも。じゃけんこれは関係ある人なが、〇〇さんと〇〇さんが。

事務局 ごめんなさい、そこちょっと確認してないのですが、申込書が住所が一緒なので。

議長 同じ住所よね、名前だけ違わね。親子。

〇〇委員 親子です。

〇〇委員 住所の番地入るがと入らんがと。

事務局 特に意味はなかったですが統一して表記するようにします。意味はないですが。

議長 親子だそうです。何か他にこの利用権につきまして質問ありませんかね。町の公社から県の公社に移ったということでございます。再設定でございますので、特に問題ないかと思いますが。いいですかね。

それではこの利用権の設定につきまして、承認されます方举手願います。

(举手全員)

举手全員です。議案第3号、利用権の設定につきまして承認をされました。

それでは議案第4号、認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議ということで1件出ております。事務局の方より説明をお願いします。垣谷さん、ちょっと退席をお願いします。それでは事務局の方より説明をお願いします。

事務局 議案第4号の資料をお願いします。認定農業者の経営改善資金借入計画に関する協議1件出ております。

まず番号1番、〇〇さん。内容としまして予冷库の導入ということです。ページをめくってください。2ページからお願いします。今回の内容ですけども、主に赤い枠で囲ませてもらってます。今回の借入申し込み金額〇〇です。最終償還期限としまして令和19年5月31日、15年均等払いとなっております。償還額としまして、〇〇となっております。

事業計画としまして、予冷库の新築工事、〇〇〇〇となっております。

資金計画としまして、これらにかかるもの〇〇〇〇となっております。

3ページの方が今回導入による露地ショウガということなんですけども、実績とそれから目標というところで載っております。

それから4ページから6ページにかけて、これから資金の今後の資金の返済計画。それから収入計画などが載っております。

8ページの中に農業経営の規模の拡大に関する目標とありますが、露地ショウガでして、現状作付面積44a、生産量が17.6トンであるところ、右側、目標が作付面積80a、生産量が40トンとなっております。

13ページ以降が見積書などになっております。

それから最後の22ページが現状〇〇さんの利用権設定登録のある農地なんですけども、加持の田村のあたりに1件農地を利用権設定しております。

事務局からは以上です。

議長 今事務局の方より説明がありました。担当委員、当日資料やきないわね。この利用権の設定のどこやけど、ここで44aあるが、別にもあるが。

事務局 別ですね。たぶん口頭でお借りしている場所があるんじゃないかと思えますけどね。

議長 露地ショウガだけ。

事務局 主には露地ショウガということで聞いてますが。

〇〇委員 場所はどこか。

事務局 ちょっと確認します。

議長 たぶん今の作業場のどこやけど、どこやろ。結構太いあれがいるね。ショウガを囲うゆうたら。



〇〇委員 1軒の家だけのでしょうかね。

議長 自分のショウガのあれやろうね。結構金額も太いけん。前は穴掘ってあれしよったわね。〇〇さんらの時には穴掘っちゃったね。前はずうっと穴掘って、そこへ貯蔵しよったがやけど。17トン現在やりようがやけど、40トンゆうてどればあの金額になるんやろね。どればあの金額。

事務局 場所ながですけど、〇〇さんの倉庫の裏手になるそうです。

議長 〇〇ゆうたら山の上。あっからまだ道あるが。こないだ作った。もう建物たてようぞあそこ。〇〇のコメ倉庫よね。コメのやりようあの上か。あこ道あったろうか思うて。あんな上か。

何か他に質問ないですか。ないようでしたら承認を受けたいと思います。いいですかね。それではこの借入計画の件につきまして承認をされます方举手願います。

(举手全員)

举手全員です。議案第4号につきましても承認をされました。

いったんこれで記録を止めたいと思います。

(午後3時22分終了)